第七・十七条　約束の見直し

1　両締約国間のサービスの貿易の更なる自由化（約束の形式を再交渉する可能性を含む。）のため、両締約国は、この章の規定及びこの章に規定する附属書の見直しを両締約国が合意する機会に行うことを適当な時期に検討する。

2　一方の締約国が自国のサービスの分野、小分野又は活動についてこの協定の効力発生の日の後に自主的に更なる自由化を行った場合には、当該一方の締約国は、そのような自主的な自由化をこの協定に組み込むよう求める他方の締約国の要請を適当な時期に検討する。

第八章　自然人の移動

第八・一条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、自然人の入国及び一時的な滞在を互恵主義に基づいて促進し、並びに入国及び一時的な滞在のための透明性のある基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、1に規定する一般原則に従ってこの章の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第八・二条　適用範囲

1　この章の規定は、第八・四条1に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、附属書七に定める特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈　他方の締約国の自然人に対しては査証を要求し、特定の第三国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書七に定める特定の約束の条件に基づく利益が無効にされ、又は損なわれているとはみなさない。

第八・三条　定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

第八・四条　特定の約束

1　一方の締約国は、次の者について行う特定の約束を附属書七に定める。

(a)　他方の締約国の短期の商用訪問者

(b)　他方の締約国の企業内転勤者

(c)　他方の締約国の投資家

(d)　自由職業サービスに従事する他方の締約国の自然人

(e)　当該一方の締約国にある公私の機関との間の契約に基づいて高度の水準の技術又は知識を必要とするサービスの提供に従事する他方の締約国の自然人

(f)　(b)から(e)までに規定する自然人に同行する配偶者及び子

2　1に規定する区分の対象となる自然人については、附属書七に定める条件に従って入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であってこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3　いずれの締約国も、1に規定する自然人であって入国及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。

第八・五条　要件及び手続

1　一方の締約国は、附属書七に定める自国の特定の約束の対象となる自然人に関し、他方の締約国の自然人が次に掲げる事項について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、この協定の効力発生の日に公表し、又は当該他方の締約国に利用可能なものとする。

(a)　当該一方の締約国への入国

(b)　当該一方の締約国における当初の一時的な滞在

(c)　当該一方の締約国における一時的な滞在の更新

(d)　適用がある場合には、当該一方の締約国における就労の許可

(e)　当該一方の締約国における一時的な滞在に係る資格の変更

2　一方の締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するよう努める。

3　一方の締約国は、1(a)から(e)までに掲げる入国、一時的な滞在又は許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うことに影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は1に規定する現行の要件及び手続の変更を、当該他方の締約国に速やかに通報するよう努める。

4　一方の締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に対して不当な障害とならないことを確保する。

5　一方の締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する要件を簡素化し、並びに他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。

第八・六条　自然人の移動に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　自然人の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて一層促進するための措置の立案について検討すること。

(c)　附属書七に規定する自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置に関する情報を交換すること。

(d)　この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(e)　合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。

(f)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第八・七条　紛争解決

1　第十六章に定める紛争解決手続は、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

(a)　事案に一定の実行の類型が含まれること。

(b)　当該事案によって影響を受ける一方の締約国の自然人が他方の締約国の行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2　他方の締約国の権限のある当局による特定の事案に関する最終的な決定が、1(b)に規定する行政上の救済措置に係る手続の開始の日の後一年以内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが1(b)に規定する自然人に起因する遅延によるものでないときは、当該行政上の救済措置は、尽くされたものとみなす。